

岐阜県（岐阜市・岐阜大学医学部連携）  
社会医学系専門医研修プログラム

岐阜県健康福祉部

平成29年6月  
(令和2年5月22日改正後)

## 目次

専攻医になる皆様へ .....	1
1 社会医学系専門研修の概要 .....	2
2 研修体制 .....	4
(1) 研修プログラム管理委員会 .....	4
(2) 研修施設群 .....	4
(3) 研修協力施設 .....	5
(4) 専攻医募集定員 .....	5
(5) 応募者選考方法 .....	5
3 行政機関社会医学系専門研修プログラムの進め方 .....	6
(1) 主分野における実践現場での学習 .....	6
(2) 副分野における現場での学習 .....	8
(3) 基本プログラムによる学習 .....	9
(4) 自己学習 .....	10
(5) その他（大学院進学） .....	10
(6) その他（サブスペシャリティ研修） .....	10
4 専攻医の到達目標 .....	11
(1) コンピテンシー .....	12
(2) 専門知識 .....	16
(3) 専門技能 .....	19
(4) 学問的姿勢 .....	20
(5) 医師としての倫理性、社会性 .....	20
(6) 経験すべき課題 .....	21
(7) 経験するべき課題解決のためのプロセス .....	23
5 3年間の研修計画 .....	24
6 専門研修の評価 .....	25
(1) 指導医による形成的評価 .....	25
(2) 専攻医による自己評価 .....	25
(3) 総括的評価 .....	26

7	修了判定 .....	27
8	研修プログラム管理委員会とプログラム統括責任者 .....	27
	(1) 研修プログラム管理委員会の役割 .....	27
	(2) プログラム統括責任者の役割 .....	28
	(3) 専攻医の就業環境、労働安全、勤務条件 .....	28
	(4) 専門研修プログラムの改善 .....	28
	(5) 専攻医の選考と修了 .....	29
	(6) 研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件 ...	29
9	専門研修実績記録システム、マニュアル等 .....	31
10	専門研修指導医 .....	32
	(1) 専門研修指導医の要件 .....	32
	(2) 専門研修指導医の研修 .....	32
11	サブスペシャリティ領域との連続性 .....	32

## 専攻医になる皆様へ

岐阜県は、日本列島のほぼ中央に位置し、古来より、山紫水明の自然に恵まれ、世界に誇る伝統と文化を育んできました。豊かな森を源とする「清流」は県内をあまねく流れ、里や街を潤しています。また、「飛山濃水」と称される海拔三千メートル級の山々からゼロメートル地帯まで多彩な県土を有し、大きくは南部の美濃地域と北部の飛騨地域の2つの地域からなります。

このように自然に恵まれた岐阜県は、世界農業遺産に認定された「清流長良川の鮎」、ユネスコ無形文化遺産に認定された「本美濃紙」や「山・鉾・屋台行事」など、国内外に誇る数多くの地域資源を有しています。この豊かな自然、文化を守り伝えるため、岐阜県では「清流」の恵みに感謝し、「清流」に育まれた自然、伝統、文化、技をふるさとの宝ものとして次世代へと伝え、人と人、自然と人の絆を深める「清流の国ぎふ」づくりを推進しています。

「岐阜県社会医学系専門医プログラム」は、岐阜県の公衆衛生関係者が協力して「清流の国ぎふ」づくりの実現を願って策定しました。本プログラムによって、県庁、保健所、大学、研究所、医療機関、企業など様々な施設で、歯科医師、薬剤師、獣医師、保健師、管理栄養士など多様な職種の方々と公衆衛生活動を経験することができます。

「青は藍より出でて藍より青し」という故事があります。これから公衆衛生を志す皆様方が、本プログラムによって、全国的、世界的に通用する公衆衛生のスキルを身につけるとともに、さらに鮮やかな清流の国が広がっていくことを願っています。皆様の参加を心より期待しています。

## 1 社会医学系専門研修の概要

社会医学系専門医制度は、一般社団法人社会医学系専門医協会（以下「協会」という。）が運営する専門医制度であり、個人へのアプローチにとどまらず、多様な集団、環境、社会システムへのアプローチを中心として、人々の健康の保持・増進、傷病の予防、リスク管理や社会制度運用に関してリーダーシップを発揮する専門医を養成することを目的としています。そのため、専門研修では、医師としての使命感、倫理性、人権尊重の意識、公共への責任感を持ち、人々の命と健康を守るために医学を基盤として保健・医療・福祉サービス、環境リスク管理及び社会システムに関する広範囲の専門的知識、専門技能、学問的姿勢、医師としての倫理性、社会性を習得することを目指しています。

本プログラムは、岐阜県の公衆衛生行政医師または公衆衛生行政に密着した研究者の育成を目的として、社会医学系領域専門研修プログラム整備基準に基づき作成しました。

専門研修では、「行政・地域」「産業・環境」「医療」の3つの分野について3年間の研修を「行政機関」「職域機関」「医療機関」「教育・研究機関」の4つの実践現場で行い、8つのコンピテンシー（医師として共通の能力・資質）である、「基本的な臨床能力」、「分析評価能力」、「課題解決能力」、「コミュニケーション能力」、「パートナーシップの構築能力」、「教育・指導能力」、「研究推進と成果の還元能力」、「倫理的行動能力」を備えた社会医学系専門医となることを目指してください。

特に、行政に関する専門研修では、1年目から行政医師として地域保健医療行政に従事し、所属先が保健所であれば感染症対策、母子保健、難病対策、精神保健福祉、健康づくり、医事・薬事、生活衛生などの各業務への従事、県庁であれば各自の所属が所管する各分野の事業の企画調整等業務への従事を通じてそれぞれ研修を行います。また、自身が担当する業務以外の分野についても業務に支障のない範囲で参画するなど、地域保健医療行政全般についての知識を修得し理解を深めます。さらに、将来的には保健所長など地域保健医療行政のリーダーとして活動できる医師を目指して、業務の中で組織のマネジメントなどについても経験していきます。

本県は、地域における保健医療行政を所管する県内保健所、または県庁健康福祉部の各課において様々な課題に対応するために、一般行政職の職員以外に、医師、保健師、管理栄養士、診療放射線技師、ケースワーカー、獣医師、薬剤師などの専門職種が所属してそれぞれの業務を担当しており、感染症対策、母子保健、難病対策、精神保健福祉、健康づくり、医事・薬事など、様々な業務を通じた研修を行うことができます。

当施設には、常勤として専門医及び指導医がおり、指導体制は整備されています。また、研修連携施設での研修により、社会医学系専門研修のすべての分野にわたり、経験できる体制となっています。

※なお、本プログラムは、岐阜県健康福祉部を研修基幹施設とし、保健所を独自に設置している岐阜県、岐阜市及び岐阜大学大学院医学系研究科 疫学・予防医学分野疫学予防医学講座（以下、「岐阜県等」とする。）が連携して運用するものであり、岐阜県等がそれぞれ採用した社会医学系医師に対し、社会医学系専門医の資格取得を希望する場合に、専攻医として、様々な研修連携施設等での研修の機会を提供するものです。岐阜県等の社会医学系医師については、募集や身分・出張の取り扱い等につき、それぞれの規定がありますので、詳細はそれぞれの担当までお尋ね下さい。

## 2 研修体制

### (1) 研修プログラム管理委員会

- ・委員長（研修プログラム統括責任者）  
岐阜県健康福祉部 次長（医療担当） 堀 裕行
- ・副委員長  
同 保健医療課長 小山 貴広
- ・委員  
同 健康福祉政策課長 大野 陽一  
岐阜県保健所長会 会長  
（恵那保健所 所長） 久保田 芳則  
岐阜市保健所 所長 中村 こず枝  
岐阜大学大学院医学系研究科  
疫学・予防医学講座 教授 永田 知里  
岐阜県保健環境研究所 所長 細井 紀也

### (2) 研修施設群

- ・研修基幹施設  
岐阜県健康福祉部 指導医 堀 裕行  
指導医 小山 貴広
- ・研修連携施設  
岐阜県岐阜保健所 指導医 稲葉 静代  
岐阜県西濃保健所 指導医 鷹尾 明  
岐阜県関保健所 指導医 伊藤 陽一郎  
岐阜県可茂保健所 指導医 加納 美緒  
岐阜県東濃保健所 指導医 中村 俊之  
岐阜県恵那保健所 指導医 久保田 芳則  
岐阜県飛騨保健所 指導医 氏平 高敏  
岐阜市保健所 指導医 中村 こず枝  
岐阜大学大学院医学系研究科  
疫学・予防医学分野 指導医 永田 知里

同 産業衛生分野	指導医	井奈波 良一
岐阜大学保健管理センター	指導医	山本 眞由美
	指導医	西尾 彰泰
県北西部地域医療センター(国保白鳥病院)		
	指導医	後藤 忠雄

### (3) 研修協力施設

- ・岐阜県保健環境研究所
- ・岐阜県精神保健福祉センター
- ・岐阜県発達障害者支援センターのぞみ
- ・岐阜市役所
- ・岐阜市衛生試験所
- ・生活協同組合コープぎふ
- ・ぎふ総合健診センター

なお、上記の研修協力施設以外に、厚生労働省やその他の行政機関、職域機関、医療機関、教育・研究機関においても、専攻医の希望等を考慮し、所属先の研修基幹施設・研修連携施設が受入先と調整の上、研修プログラム管理委員会に申請・登録することにより、研修協力施設として研修を受けることが出来ます。

### (4) 専攻医募集定員

6名

### (5) 応募者選考方法

本プログラムの募集要領に従って募集、選考します。岐阜県等の社会医学系医師として採用されていることが前提となります。本プログラムによる専攻医を希望する場合、所属先からの推薦を受けることにより、専攻医に応募することができ、決定は本プログラムの管理委員会で行います。



### 3 行政機関社会医学系専門研修プログラムの進め方

社会医学系専門研修では、一般社団法人社会医学系専門医協会（以下「協会」という。）が定めた社会医学系専門医の「到達目標」に示された専門知識、専門技能、学問的姿勢、医師としての倫理性、社会性の獲得を目指して研修を行います。到達度の自己評価と指導医からのアドバイスを受けるために、「専門研修実績記録システム」を活用して研修を進めてください。

専門研修には（１）主分野における現場での学習、（２）副分野における現場での学習、（３）基本プログラムによる学習、（４）自己学習、（５）その他があります。

#### （１）主分野における実践現場での学習

協会が示す３つの分野（「行政・地域」「産業・環境」「医療」）のうち、本プログラムでは「行政・地域」を主分野として実践活動を行います。実践活動においては、経験すべき課題と目標を参考に幅広く事例を経験します。その中で、専門知識の面ではオン・ザ・ジョブ・トレーニングはもちろん、プロジェクト・ベースド・ラーニングや事例検討のためのカンファレンス等を通じて、課題に対する専門的なアプローチを身につけるとともに、所属する組織内・組織外で開催される各種研修会や学術集会等に積極的に参加することにより、他分野との連携も含んだ実務に対する知識の理解を深めてください。専門技能の面では、指導医から、又は指導医の包括的な指導の下で他職種から、それぞれ本人の習熟度に応じた適切な指導を受けることによって、実務に必要な技能を学習します。

この分野の専門技能を向上させる実践現場「行政機関」「教育・研究機関」及び「医療機関」を以下のように設定しています。

#### ① 行政機関

岐阜県庁、岐阜市役所、岐阜県内保健所（必須）、岐阜市保健所（必須）、岐阜県保健環境研究所（感染症及び食中毒関連分野）、岐阜市衛生

試験所、岐阜県精神保健福祉センター、岐阜県発達障害者支援センターのぞみ、他

専攻医の所属が行政機関の場合は、県と市の保健衛生行政の連携を学んでいただくために、専攻医の所属に関わらず県および市の両保健所は必須とします。その他の上記行政施設は、専攻医と指導医の協議の下、種々の条件を勘案しながら適宜選択していきます。

専攻医の所属が教育・研究機関の場合は、上記行政施設の中から専攻医と指導医の協議の下、種々の条件を勘案しながら適宜選択していきます。

## ② 教育・研究機関：岐阜大学医学部疫学予防医学講座（必須）

公衆衛生学的なアプローチとして、研究計画の立案（岐阜県保健所等倫理審査委員会への申請等も含む。）、データの解析やまとめ、指導医研修への参加、研究倫理教育研修の受講、社会医学系講座内の抄読会、勉強会及び研究カンファレンスなどへの参加や発表、大学内での社会医学系セミナーの受講又は発表、社会医学系の国内・国際学会への参加又は発表、社会医学系科目の非常勤講師などを行います。

専攻医の所属が行政機関であっても、公衆衛生学的なアプローチを学んでいただくために必須の実践現場としています。

## ③ 医療機関（必須）：県北西部地域医療センター他

在宅医療やへき地医療など、行政からみた医療ニーズを把握するための研修とします。

研修連携施設である県北西部地域医療センターは、地域の特性に即した医療の提供はもとより、健康づくりや福祉領域の支援にも関与する体制を強化するため、県が示す「岐阜県北西部地域におけるへき地医療広域連携構想」に基づき、国保白鳥病院を基幹病院として、郡上市、高山市、白川村の2市1村のへき地診療所を含めた地域医療を支える新たなモデルとして立ち上げた機関です。国保白鳥病院を基幹とし、10の診療所等が連携しています。センターの

特色を生かし、岐阜県が直面する医療格差の現状と課題を理解し、それを是正するための施策立案過程や実際の取組について学習することができます。また、指導医は郡上市健康福祉部参与の職についており、郡上市の保健計画関連に関する研修も受けることができます。

他にも、専攻医の希望や所属する機関の実情を踏まえ、実習先となる医療現場を研修協力施設として適宜追加していきます。

#### (ア) 「経験すべき課題」に関する学習

協会が定めた「経験すべき課題」のうち、総括的な課題は全項目、各論的な課題については分類に関わらず全22項目中3項目以上を経験してください。

#### (イ) 「経験すべき課題解決のためのプロセス」に関する学習

課題解決のためのプロセスは、課題にかかわらず、情報収集・分析の結果を活用し、「解決策の検討」「計画」「実施」及び「評価」の一連のプロセスで経験してください。課題解決のために各課題の状況や特徴に応じて、健康課題に対して、発生を回避する又は影響や可能性を低減する等の方法で予防的に対処するリスクマネジメントの手法と、実際に課題が発生した際に影響を最小にし、早期解決を図るためクライシスマネジメントの両方を、また、解決策の対象として、社会・集団と個へのアプローチを分けて経験するようにしてください。さらに解決策の実行においては、利害関係者とのネゴシエーションやエビデンスに基づく対応などを経験することが望まれます。

#### (2) 副分野における現場での学習

本プログラムの主分野である「行政・地域」以外の「産業・環境」及び「医療」の2つが副分野となります。この副分野における現場での学習のための実践現場として、専攻医の希望に沿って、内容を組み合わせることができます。

(①+②+③、もしくは、①または②+③ のいずれか)

##### ① 環境：岐阜県保健環境研究所

生活環境の安全性を確保するため大気汚染、河川・地下水汚染、微量化学物質、廃棄物・リサイクル、環境放射能の検査・研究業務、また、東日本大震災に伴う原子力発電所の事故発生以降、県内に流通する農産物等の放射性物質検査や環境放射能の検査、近年問題となっているPM2.5の成分分析などを学ぶことができます。

## ② 産業：職域機関（岐阜大学保健管理センター、生活協同組合コープぎふ、ぎふ総合健診センター他）

指導医の下で、職場巡視及び報告書作成の実施、衛生委員会の見学、作業環境測定結果の評価やリスクアセスメントの実施、一般・特殊健康診断（診察、判定）の実施及び事後措置の見学、保健指導・受診指導の実施、健康教育・労働衛生教育の実施、長時間労働者及び高ストレス者に対する面接指導の見学、メンタルヘルス不調者等の職場復帰支援や両立支援の見学を行い、さらに各種事例のプレゼンテーション及び検討を通じて行います。各施設における研修内容は、所属産業医と本プログラムにおける職域の指導医の協議の下、決定されます。

## ③ 医療（必須）：医療機関（県北西部地域医療センター他）

各種委員会（医療安全、感染対策、情報管理、経営管理、クリニカルパス、質指標、地域連携、教育研修など）への参加、関連する院内・施設内ラウンドへの参加、各種プロジェクト会議、経営・政策や調査・研究開発や倫理等に関する調査・審査・検討会議などへの参加、現場・施設の全貌の視察、医療関連データ（個別、施設レベル、地域レベルのデータ）の解析、実践関連テーマに関する調査・まとめ、関連するプレゼンテーションとそれに関する質疑応答やディベートなどを行います。

### （3）基本プログラムによる学習

本領域の専門医に必要な共通の基礎知識を得るために、基本プログラムを修了しなければなりません。基本プログラムは、協会に参加している各学会が提供する研修、協会が運営するe-ラーニングなどで受講することができます。

基本プログラムは7単位（49時間）を受講しなければなりません。協会から認定されている公衆衛生大学院などのプログラムも、基本プログラムになります。

#### （4）自己学習

到達目標には基本プログラム及び実践活動を通じて到達することを基本としますが、知識や技能の習熟や実践活動の経験不足の補完が必要な課題について、積極的に自己学習してください。また各学会の学術大会や学会誌、その他の機会を通じて、幅広く学習してください。自己学習を円滑に進めるために、自己学習に必要な書籍等を閲覧できるようにするとともに、研修連携施設である岐阜大学大学院医学系研究科疫学・予防医学講座のカンファレンス等を利用できるような配慮を行います。

#### （5）その他（大学院進学）

専門研修期間中、社会医学関連の大学院進学は可能です。課題解決に必要な方法論を習得し、政策立案の基礎となる学問的背景を学習してください。さらに現場に対する助言や支援、また大学・研究機関内での教育・研究・管理運営活動などを含めて見学、体験、参加を通じて、学術活動、教育、倫理を始めとした実地能力を習得してください。

ただし、行政機関採用者については公務員としての身分保持が前提となりますので、業務に支障をきたさないように、所属と希望する大学院で十分な調整を図っていただきます。

#### （6）その他（サブスペシャリティ研修）

社会医学系専門医の研修の一部は社会医学系専門医を取得した後に取得するサブスペシャリティの専門研修として認定されます。また、サブスペシャリティの専門研修の一部は社会医学系の専門研修として認定されます。詳細は、各サブスペシャリティの専門医を認定している各学会に問い合わせてください。

### ＜3年間の研修例＞

行政機関に所属する専攻医における3年間の研修は、各年次で以下の目標に達することを基本とします。（岐阜県採用者を例に記載しています。）

#### 1年次：地域保健医療行政全般についての知識を修得し理解する。

県庁勤務を中心とし、県の健康政策の流れを学びながら、県内保健所で発生した健康危機管理事案の対応を経験してもらいます。また、副分野についても幅広く触れてもらい、公衆衛生分野にはさまざまな場面があることを体得してもらいます。

#### 2年次：専門的知識を修得し、得られた知識を実務と融合し知恵にする。

県内の公衆衛生最前線である保健所を主として研修を行います。希望により県庁内の業務に関わることもできます。また、2年目以降は、県外研修（国立保健医療科学院、結核研究所など）も取り入れ、より専門的な知識を習得できるようにします。

#### 3年次：得られた知恵を実践することで、社会医学系専門医として自立する。

2年目後半に指導医と協議して、自らの適性も勘案し3年目の研修の中心となる場を決めます。不足する経験や弱点となる技能について強化します。

ただし、専攻医の意向を踏まえて、3年間の保健所勤務を通じて、実践重視の研修を行うこともできます。

教育・研究機関に所属する専攻医は、原則として3年間の継続した研修を行い、専門性を習得することを目指しています。

パターン	1年目	2年目	3年目
A	主：県庁 副：保健所	主：保健所 副：県庁	選択 (県庁・保健所)
B	主：保健所 副：県庁	主：県庁 副：保健所	選択 (県庁・保健所)
C	保健所	保健所	保健所
D	大学	大学	大学

#### 4 専攻医の到達目標

##### (1) コンピテンシー

3年間の専門研修を通じて、コンピテンシーの能力を獲得することを目標とします。進捗として1年目、2年目、最終年にそれぞれ自己評価及び指導医による評価を専門研修実績記録システムに登録してください。

獲得すべき8つのコア・コンピテンシーの能力
1 基礎的な臨床能力

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 医師が身に付けておくべき診療に関する基本的な知識と技術を前提に、個人や集団の背景や環境等を踏まえて、疾病の予防や管理、再発防止や機能低下の防止について管理指導を行うことができる。</li> <li>✓ 疾病の原因と健康への影響の因果関係、及び疾患や障害の発生に関するリスクを評価し、改善、管理、予防対策を講じることができる。</li> <li>✓ 心身機能・身体構造の医学的・社会学的評価（疾患の程度、機能障害、活動の制限、参加の制約の状態）を踏まえ、患者等の疾病や障害を管理するとともに、社会活動への参画を支援できる。</li> </ul>
2 分析評価能力	
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 法令に基づく統計調査を正しく理解し、データを的確に使うことができる。</li> <li>✓ 統計情報を活用して標準化、時系列分析、地理的分析などを行い、健康課題を明らかにできる。</li> <li>✓ 特定集団の健康水準ならびに健康決定諸条件を把握するための指標について理解し、使用することができる。</li> <li>✓ 課題解決のために、定量的データ、定性的データを的確に活用し、データベースを構築することができる。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特定の課題において健康ニーズアセスメントを実施することができる。</li> <li>✓ 新たな政策や事業を導入することによりもたらされる健康影響を系統的に評価することができる。</li> <li>✓ 様々な研究手法の長所や限界を理解し、客観的にエビデンスを評価することができる。</li> <li>✓ 健康プログラムの有効性をエビデンスに基づき正しく評価できる。</li> <li>✓ 情報を分析して、提供される保健医療サービスの質や施策全体のパフォーマンスを評価することができる。</li> </ul>
3 課題解決能力	
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 施策を実施し目的を達成するために必要な資源を確保することができる。</li> <li>✓ 利用可能な資源を有効に活用して事業の進捗をはかり、定められた期間内に成果をあげて完了させることができる。</li> <li>✓ 財務管理の手法の適用について理解し、それを示すことができる。</li> <li>✓ 新たな事業に必要な予算の算定を、事業の効率性、事業効果の重要性、資源の有効活用などの点からの的確に行うことができる。</li> <li>✓ 経営計画の立案と評価を行い、対案の査定、事業の継続又は中止の判断ができる。</li> <li>✓ 不確定な要素、予想外の事態、種々の問題に対し注意深く適切に対処することができる。</li> </ul>
4 コミュニケーション能力	
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 口頭・文書により組織の内外と適切な潤滑な意識疎通をはかることができる。</li> <li>✓ 健康危機管理の一般原則と、専門職、保健所、自治体、国、メディアなどの役割を理解し、活用できる。</li> <li>✓ ヘルスコミュニケーション、リスクコミュニケーションについて理解し、適切にメディアに対応できる。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ ソーシャルマーケティングとマスコミュニケーションの理論を理解した上で的確に応用し、人々の健康に係わるメディア戦略の立案と展開に貢献できる。</li> <li>✓ 国民の健康に係わる情報を社会に向けて適切に公表し、わかりやすく伝え、サービスやシステムを適切に評価し、様々な場面での意思決定に役立てることができる。</li> </ul>
5 パートナーシップの構築能力	
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 複雑な問題に対して、他の関係機関と良好な関係を構築して取り組むことができる。</li> <li>✓ 公衆衛生活動を効果的に展開するために、重要な利害関係者や協力者を見出し、参画させることができる。</li> <li>✓ 複数機関が関与する状況下において、専門領域が異なる人々と協力して業務を行うための技術と能力がある。</li> <li>✓ 関係者の利害関係をふまえて地域開発の事業や活動を展開することができる。</li> <li>✓ 他の専門領域の協力者と連携し、公衆衛生及びその他の評価・監査事業を、計画、実施、完結できる。</li> </ul>
6 教育・指導能力	
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 幅広い層の人々を対象に公衆衛生課題について指導・教育する能力がある。</li> <li>✓ 人材育成についての知識、技術と態度を身につけている。</li> <li>✓ 関係する組織の職員の指導と支援を行い、業務の進捗を管理し、建設的なフィードバックを行うことにより職員の資質向上を図ることができる。</li> </ul>
7 研究推進と成果の還元能力	

到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 研究テーマに関する系統的文献レビューを行うことができる。</li> <li>✓ 様々な専門領域にまたがる複雑な研究の結果を解釈できる。</li> <li>✓ 公衆衛生活動にかかわる理論モデルとその妥当性を理解している。</li> <li>✓ 公衆衛生の推進及び課題解決のための研究をデザインできる。</li> <li>✓ 患者や地域住民のニーズに即した調査研究を行うことができる。</li> <li>✓ 研究成果を論文として発表できる。</li> <li>✓ 保健医療福祉サービスの評価指標や基準を作成することができる。</li> </ul>
8 倫理的行動能力	
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 職業上の倫理規範を遵守している。</li> <li>✓ 秘密保持、個人情報保護に関する法的事項を理解し、法令を遵守し倫理的に適切な情報管理を行う。</li> <li>✓ 常に最新知識・技術の獲得を目指す努力を行い、適切な教育や研修を受ける。</li> </ul>

## (2) 専門知識

3年間の専門研修を通じて、必要な専門知識を獲得することを目標とします。基本プログラム受講、学術大会時の研修会などを利用して知識の習得に努めてください。進捗として1年目、2年目、最終年にそれぞれ自己評価及び指導医による評価を専門研修実績記録システムに登録してください。

大項目	小項目
-----	-----

<p style="text-align: center;">公衆衛生総論</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公衆衛生活動の歴史と先人たちの思想・行動を、時代背景も含めて説明できる。</li> <li>✓ 公衆衛生全体及びその分野別の概念とその特徴について説明できる。</li> <li>✓ わが国の公衆衛生行政の基本原則や地方自治体と中央政府の行財政関係の概略を理解し、社会の変化に対応した行政のあり方を考察できる。</li> <li>✓ 公衆衛生活動の方法論とそれを担う人材について説明できる。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">保健医療施策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 根拠に基づく政策立案の基本的な考え方を理解し説明できる。</li> <li>✓ わが国の医療制度、公衆衛生行政システム、地域包括ケアシステム、産業保健制度について説明することができる。</li> <li>✓ 公衆衛生法規を実際の政策と結びつけて説明することができる。</li> <li>✓ 健康増進計画や地域医療構想等、地方自治体における保健・医療に関する計画策定の概要を説明できる。</li> </ul>
<p style="text-align: center;">生物統計学・疫学</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公表されている人口・保健・医療統計の概要を説明できる。</li> <li>✓ データ解析に必要とされる基本的な統計的手法の考え方を説明し、実際に使うことができる。</li> <li>✓ データから導き出される各種保健統計指標の意義・算出方法を説明できる。</li> <li>✓ 社会調査法の基本を説明し、妥当性のある社会調査を企画・実施することができる。</li> <li>✓ 公衆衛生および臨床医学における疫学の重要性について説明できる。</li> <li>✓ 人を対象とする医学系研究のデザインについて説明できる。</li> <li>✓ 疫学調査結果の解釈ができる。</li> <li>✓ 疫学の政策応用について説明できる。</li> </ul>

行動科学	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 健康に関連する行動理論・モデルの基礎について説明できる。</li> <li>✓ 健康に関する実際の行動を行動理論・モデルを用いて説明できる。</li> <li>✓ 行動理論・モデルを用いた問診票、保健指導プログラムや政策・事業を立案できる。</li> <li>✓ 行動理論・モデルを用いて、実際の保健指導プログラムや政策・事業の有効性を評価することができる。</li> </ul>
組織経営・管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 医療・保健組織の長の役割・位置づけを説明できる。</li> <li>✓ 組織におけるリーダーシップ、マネジメント、ガバナンス及び組織間の連携の概念を関連づけて説明できる。</li> <li>✓ 経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）の調達・調整の手順、効果的・効率的な運用について説明できる。</li> <li>✓ 医療・保健組織と経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）に関わる責任体制・安全確保・リスク管理について説明できる。</li> <li>✓ 新規プロジェクトの企画やプロセスの改善について説明できる。</li> <li>✓ 情報・データ分析の組織経営・管理への活用について説明できる。</li> </ul>
健康危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 所属する組織や地域の健康危機における組織の対応体制確立に必要な方法を、具体的に説明できる。</li> <li>✓ 地域の健康危機発生時対応におけるリスクコミュニケーション手法を具体的に説明できる。</li> <li>✓ より実践的な健康危機管理体制を準備するために、所属する組織や地域において自らが今後果たすべき役割と方法を具体的に説明できる。</li> <li>✓ 所属する組織や地域における感染症危機管理に必要な基本的事項を説明できる。</li> <li>✓ 人権に配慮した感染症危機対策の考え方を述べることができる。</li> </ul>

環境・産業保健	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 環境保健に関する海外の動向、国の法律と政策、地方自治体での実施の実態について説明できる。</li> <li>✓ 健康影響評価の概念・理論・方法を説明できる。</li> <li>✓ 環境や曝露に関する基準策定のための手順や手法について説明できるとともに、その活用ができる。</li> <li>✓ 産業保健関連の法律と基本的事項について説明できる。</li> <li>✓ 業種や企業規模に応じた産業保健の特徴を説明できる。</li> <li>✓ 産業医、産業保健師など産業保健の現場で働く専門職の役割を説明できる。</li> <li>✓ 地域保健と産業保健の連携のあり方について説明できる。</li> </ul>
---------	---

### (3) 専門技能

専門技能は、「社会的疾病管理能力」、「健康危機管理能力」、「医療・保健資源調整能力」の3つがあります。実践現場での実務や研修会などを通じて専門技能の習得に努めてください。習得状況の進捗として1年目、2年目、最終年にそれぞれ自己評価及び指導医による評価を専門研修実績記録システムに登録してください。

#### ・社会的疾病管理能力

個人や集団における様々な疾患や健康障害について、医学的知識に基づいて、予防・事後措置のための判断を行うことができるなど、社会的に管理する技能（感染症診査協議会での診査、新興・再興感染症疑似症患者の診断、精神障がい者への対応、食中毒発生時の初動判断、化学物質等の環境因子による健康影響への対応、ストレス関連疾患に対する予防措置、高血圧・糖尿病・脂質異常症等の診断に基づく保健師等への指示など）

#### ・健康危機管理能力

感染症、食中毒、自然災害、事故等によって、地域住民の健康に危機が差し迫っている又は発生した状況において、状況の把握、優先順位の決定、解決策の実行等の組織的努力を通して、危機を回避又は影響を最小化する技能

#### ・医療・保健資源調整能力

保健医療体制整備、災害対応、感染症対策、作業関連疾患対策、生活習慣病対策等における課題解決のために、地域や職域、医療機関等に存在する医療・保健資源（人材、施設・設備、財源、システム、情報等）を関係者・関係機関と連携しながら計画的に調整、活用する技能

#### （４）学問的姿勢

社会に存在する健康問題を解決するためには、医学的エビデンスとともに、社会の状況や制度に対する深い理解が必要です。そのため、医学知識を常にアップデートするとともに、社会を構成する医学関連以外の情報についても関心を払い、常に学ぶ姿勢を身に付けます。具体的には以下の６項目ができることが求められます。進捗として１年目、２年目、最終年にそれぞれの習得状況の自己評価及び指導医による評価を専門研修実績記録システムに登録してください。

- ・最新の医学情報を吸収し、実務に反映できる。
- ・保健医療行政に関連する情報を収集し、吸収し、実務に反映できる。
- ・実務を通じて社会医学に資する研究に協力できる。
- ・国際的な視野に基づいて実務を行い、国際的な情報発信ができる。
- ・指導医などからの指導を真摯に受け止め、生涯を通じて学習を継続できる。
- ・健康課題への対応の経験を学問的に分析して、倫理面に配慮して公表することができる。

なお、専攻医は研修期間中に、関連学会の学術大会等での発表（筆頭演者に限る）又は論文発表（筆頭著者に限る）を行うことが求められます。

#### （５）医師としての倫理性、社会性

本専門領域の専門医は、多様な利害関係が存在する社会の中で、医師としての自律性と社会性を両立させた倫理的な行動が期待されます。具体的には、以下の８項目の行動や態度が取れていることが求められます。このような行動や態度は、専門研修の全過程を通じて、自らが考え、行動し、内省するなどの努力が不可欠ですが、併せて現場での学習、学術活動における指導医とのディス

カッション等の機会を提供して、向上のための支援を行います。進捗として1年目、2年目、最終年にそれぞれの習得状況の自己評価及び指導医による評価を専門研修実績記録システムに登録してください。

- ・専攻医は、岐阜県等に所属する者であることを意識して行動する。
- ・専門職であることと所属組織の一員であることを両立させる。
- ・科学的判断に基づき専門職として独立的な立場で誠実に業務を進める。
- ・個人情報管理と知る権利の確保の両立に心がける。
- ・地域住民等の個人を対象とすると同時に、集団の健康及び組織体の健全な運営の推進を考慮し、総合的な健康を追求する。
- ・職業上のリスク及びその予防法についての新知見は、主体者に通知する。
- ・関連領域の専門家に助言を求める姿勢を持つ。
- ・研究の実施においては、倫理への配慮及び利益相反の開示に努め、計画及び遂行する。また専門領域を構成する学会の専門職の倫理指針を順守する。

#### **(6) 経験すべき課題**

経験すべき課題に、全項目の経験が必要な総括的な課題と3項目以上の経験が必要な各論的な課題があります。実践現場での実務を通じて課題の経験に努めてください。総括的な課題については指導医と相談して3年間で計画的に全ての項目を経験してください。また所属内で経験が難しい課題に関しては指導医と相談して、連携施設での実習等を受けることができます。課題の経験の進捗として1年目、2年目、最終年にそれぞれ自己評価及び指導医による評価を専門研修実績記録システムに登録してください。



区分	大項目	小項目
総合的な課題 (全項目の経験が必須)	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 組織マネジメント</li> <li>✓ プロジェクトマネジメント</li> <li>✓ プロセスマネジメント</li> <li>✓ 医療・健康情報の管理</li> <li>✓ 保健・医療・福祉サービスの評価</li> <li>✓ 疫学・統計学的アプローチ</li> </ul>	
各論的な課題 (3項目以上の経験が必須)	保健対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 母子保健</li> <li>✓ 学校保健</li> <li>✓ 成人・高齢者保健</li> <li>✓ 精神保健</li> <li>✓ 歯科保健</li> <li>✓ 健康づくり</li> </ul>
	疾患・障がい者対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 感染症対策</li> <li>✓ 生活習慣病対策</li> <li>✓ 難病対策</li> <li>✓ 介護・障がい者対策</li> </ul>
	環境衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 生活環境衛生</li> <li>✓ 地域環境衛生</li> <li>✓ 職場環境衛生</li> </ul>
	健康危機管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ パンデミック対策</li> <li>✓ 大規模災害対策</li> <li>✓ 有害要因の暴露予防・健康障がい対策</li> <li>✓ テロ対策</li> <li>✓ 事故予防・事故対策</li> </ul>

	医療・健康関連システム管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 保健医療サービスの安全及び質の管理</li> <li>✓ ケアプロセスや運営システムの評価・改善</li> <li>✓ 医療情報システムの管理</li> <li>✓ 医薬品・化学物質の管理</li> </ul>
--	---------------	--

### (7) 経験すべき課題解決のためのプロセス

経験すべき課題解決は、一連のプロセスで行われるものですからその具体的な方法は、各課題の内容や対象に応じて適切な方法を選択する必要があります。課題の経験の進捗として1年目、2年目、最終年にそれぞれ自己評価及び指導医による評価を専門研修実績記録システムに登録してください。経験すべき各課題に対して、健康状態を含む個人に関する情報、個人の集合体である集団に関する情報、個人が生活や就労する環境に関する情報等を様々な方法で収集した上で、情報を分析し、解決のための計画を立案し、実行するといったプロセスを経験することが必要です。解決策には、リスクを有する個へのアプローチ及び集団や環境へのアプローチがあり、これらをバランスよく経験するとともに、リスクを低減するなどして予防的に対処するリスクマネジメント手法に加えて、問題が発生した際に影響を最小化するクライシスマネジメント手法を身に付けることが必要です。

また、課題を解決するためには、計画の実行状況や目標の達成状況を評価し、評価結果に基づいて継続的に改善を図ることが必要です。すなわち、課題に対して、計画・実施・評価・改善の一連のプロセスを経験することが求められます。

## 5 3年間の研修計画

知識・技能・態度の習得プロセスは、所属部署での役割やその他の事情を考慮して、指導医との検討によって柔軟に対応します。

### 3年間の目標

本専門領域の専門医としての、基本的知識及び基本技能を身に付けます。

- ・所属する自治体に公衆衛生医師としての勤務
- ・所管する業務を通じた保健医療施策の企画立案及び調整への参加
- ・所管する業務に関連した研修会の講演や健康教育への参加
- ・社会医学系専門医基本プログラムの受講
- ・学会等での地域保健に関する情報収集及び学会発表
- ・感染症（結核を含む）及び食中毒（疑い事例を含む）発生時の迅速な疫学調査の実施及びそれに基づいた対応方針の決定・実施に必要な知識・技能の習得
- ・精神科救急対応に必要な知識・技能の習得
- ・地震等災害発生時の対応に必要な知識・技能の習得
- ・医療機関への医療安全確保に関する指導等、立入検査に必要な知識・技能の習得
- ・精神科病院実地指導・実地審査に必要な知識・技能の習得 など

## 6 専門研修の評価

専門研修において到達目標を達成するために、岐阜県でのプログラムでは指導医が専攻医に対して形成的評価（アドバイスとフィードバック）を行います。同時に専攻医自身も自己評価をすることが求められます。（専門研修実績記録システムへの登録など）。さらに、毎年1回、各専攻医の研修の進捗状況をチェックし、3年間の研修修了時には目標達成度を総括的に評価し、研修修了認定を行います。複数の分野での実践現場を経験することから複数の指導医から指導を受ける事になりますので、各年次のフィードバックは専攻医が指定した指導医から受けることとなります。複数の指導医からフィードバックを受けても構いません。なお、指導医は協会から認定を受けている指導医でなければなりません。

### （1）指導医による形成的評価

- ・日々の業務において、専攻医を指導し、アドバイス及びフィードバックを行います。指導医と専攻医が同じ所属の場合は、少なくとも週1回程度はアドバイス及びフィードバックを行います。
- ・月1回、専攻医と指導医が1対1又はグループで集まり、専門研修上の問題点や悩み、専門研修の進め方等について話し合いの機会を持ちます。
- ・年1回、専攻医の実務を観察し、記録・評価して専攻医にフィードバックします。
- ・年1回、専門研修実績記録システムの登録状況をチェックします。

### （2）専攻医による自己評価

- ・日々の業務において、指導医から受けたアドバイス、フィードバックに基づき自己評価を行います。
- ・月1回の指導医との話し合いの機会では、指導医とともに1か月間の研修をふりかえり、研修上の問題点や悩み、研修の進め方等について考えます。
- ・年1回、指導医による実務の観察、記録、評価を受ける際に自己評価も行います。

- ・定期的に専門研修実績記録システムへの登録を行い、年1回以上、登録漏れなどを確認し、自己評価を行います。

### (3) 総括的評価

総括的評価には、年次修了時の評価、研修要素修了時の評価があり、指導医による評価と多職種による評価が行われます。研修修了時の総括的評価の結果を受けて、プログラム管理委員会が修了判定を行います。

年次修了時の評価では専攻医ごとに指定された担当指導医が、年次修了時に実施します。研修要素修了時の評価は、担当指導医又は当該研修要素を担当したその他の指導医（要素指導医）によって行います。

加えて、多職種による評価を年に1回実施します。これは主分野における実践現場での学習に関与した他の職種（医師以外の2職種、3名以上）による評価であり、期間中に複数回実施します。多職種評価の項目は、コミュニケーション、チームワーク、職業倫理規範です。

## 7 修了判定

修了判定は、研修修了前1ヶ月以内に、研修プログラム管理委員会において、専攻医が以下の事項全てを満たしていることを確認して行います。

- ・ 1つの主分野及び2つの副分野における実践経験
- ・ 各論的課題全22項目中で経験した3項目以上についての実践経験レポート、合計5件以上の作成
- ・ 基本プログラムの履修
- ・ 1件以上の関連学会の学術大会等での発表（筆頭演者に限る）又は論文発表（筆頭著者に限る）
- ・ 専門研修実績記録システムへの必要な研修記録とフィードバックの実施記録
- ・ 担当指導医による専門研修の目標への到達の確認

## 8 研修プログラム管理委員会とプログラム統括責任者

### (1) 研修プログラム管理委員会の役割

本プログラムでは、基幹施設である岐阜県に、基幹施設のプログラム統括責任者及び各専門研修連携施設における指導責任者及び関連職種の管理者によって構成され、研修プログラムを総合的に管理運営する「研修プログラム管理委員会」を置いています。

プログラム管理委員会は、基幹施設及び連携施設の指導医に対する指導権限を持っています。また、専攻医の研修の進捗状況を把握して、各指導医及び連携施設と協力して、研修過程で発生する諸問題に対する解決を図ることを目的としており、以下の役割を持ちます。

- ・ プログラムの作成
- ・ 専攻医の学習機会の確保
- ・ 専攻医の研修状況を記録するためのシステム構築と改善
- ・ 適切な評価の保証
- ・ 修了判定

## **(2) プログラム統括責任者の役割**

プログラム統括責任者の要件は、制度指導医であること、研修基幹施設に所属していること、協会が開催する統括責任者研修会を修了していることです。

また、プログラム統括責任者一人当たりの最大専攻医数はプログラム全体で20名以内となっています。それ以上になる場合には、プログラム統括責任者の要件を満たす者の中から、20名ごとに1名の副プログラム統括責任者を置くこととしています。

プログラム統括責任者は、研修プログラムの遂行や修了について最終責任を負っており、その役割を果たすために、以下の役割を持っています。

- ・研修プログラム管理委員会の主宰
- ・専攻医の採用及び修了認定
- ・指導医の管理及び支援

## **(3) 専攻医の就業環境、労働安全、勤務条件**

労働基準法や労働安全衛生法等の法令に則り、各研修施設における専攻医の労働環境、労働安全、勤務条件については、各専攻医が所属する自治体が責任を持ちます。具体的には、以下の事項について、特に配慮を行います。

- ・専攻医の心身の健康への配慮
- ・週の勤務時間及び時間外労働の上限の設定
- ・適切な休養の確保
- ・勤務条件の明示

## **(4) 専門研修プログラムの改善**

### **①専攻医による指導医及び研修プログラムに対する評価**

専攻医による指導医及び研修プログラムの評価を年1回以上行います。

評価内容は、プログラムの運営状況、研修内容の満足度、専攻医の処遇及び安全確保等に関する項目であり、別途定める様式で提出することになっています。

研修プログラム管理委員会は、研修プログラムの運営状況、発生した問題、専攻医の評価をもとに、改善すべき課題を明確にし、改善計画を策定し、改善を行います。

専攻医による評価に当たっては、プログラム統括責任者が記録の管理を行い、評価によって専攻医に不利益が生じないように配慮して、研修プログラムの改善を図ります。

## ② 研修に対する監査（サイトビジット等）

研修プログラム研修の運営の妥当性を検証するため、協会は、第三者監査を行います。第三者監査は、すべての基幹施設に対する専門研修実績記録システム等を用いた文書監査と、一部施設に対するサイトビジットによる監査で構成されます。研修基幹施設は、監査に必要な資料提供やサイトビジットの受入れを行わなければならないことになっています。

## （5）専攻医の選考と修了

専攻医の要件は、初期臨床研修の修了です。専攻医の選考は、研修基幹施設の選考基準に基づいて研修プログラム管理委員会が行います。

本プログラムでは、岐阜県等を一つの専門研修施設として位置付けることを認めていますので、専攻医ごとに設定される専門研修施設群は実質的に指導できる関係として位置づけ、地理的範囲の条件は設けていません。

ただし、すべての専攻医が十分な質の研修が受けられるよう、専攻医の受入数は研修施設群全体で、在籍制度指導医の3倍を超えないこととしています。また、1人の制度指導医が担当する専攻医は、5名以内を基本とし、それを超える場合には、プログラム管理委員会の検討と研修統括責任者の承認を必要とします。

専門研修の修了は「7 修了判定」に示す通りプログラム管理委員会における修了判定をもって行います。

## （6）研修の休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の条件

本プログラムでは、休止・中断、プログラム移動、プログラム外研修の基本条件を以下のとおり定めています。



### ① 研修の休止

専攻医が次の要件に該当する場合には、特別休暇等の取得に合わせて研修の休止が認められます。休止期間が通算 80 日（平日換算）を超えた場合には、期間を延長する必要があります。

- ・ 病気療養
- ・ 産前・産後休業
- ・ 育児休業
- ・ 介護休業
- ・ やむを得ない事由として、プログラム管理委員会で認められた場合

### ② 研修の中断

プログラム管理委員会は、専攻医からの申請やその他の事由により研修を中断することができます。

### ③ プログラム移動

専攻医は、原則として 1 つの専門研修プログラムで一貫した研修を受ける必要がありますが、所属プログラムの廃止や専攻医の職場や居住地の移動等の事由で継続が困難になった場合には、専門研修プログラムを移動することができます。その場合には、プログラム統括責任者間で、すでに履修済の研修の移行について協議を行い、研修の連続性を確保します。

### ④ プログラム外研修

専攻医が所属する自治体が承認した研修期間中における海外の公衆衛生大学院への留学や国際機関での経験等のプログラム外の経験については、担当指導医及び研修プログラム管理委員会が本制度の専攻医としての望ましいと確認した場合には、プログラム統括責任者は研修プログラムの経験の一部として認めることができます。

## 9 専門研修実績記録システム、マニュアル等

専門研修実績記録システムを構築して、以下の情報を記録し、専攻医の研修終了後5年間保管します。システムのマニュアル及びフォーマットは別途定めています。

- ・専攻医の研修内容
- ・多職種評価結果
- ・年次終了時の評価とフィードバック
- ・研修要素修了時の評価とフィードバック
- ・研修修了時の目標に対する到達度と担当指導医による確認
- ・休止・中断
- ・修了判定結果

専攻医及びその希望者が、専門医としての到達目標及びその過程を理解できるようにするために、専攻医マニュアルを作成して提供しています。専攻医マニュアルには、以下の項目が記載されています。

- ・プログラムの概要
- ・指導体制及び担当指導医との契約
- ・研修によって習得すべき知識・技能・態度
- ・研修中に経験すべき課題
- ・専門研修の方法
- ・専攻医の評価及びフィードバックの方法
- ・専門研修の修了要件
- ・専攻医応募の方法
- ・専門医申請に必要な書類と提出方法
- ・その他

また、担当指導医が専攻医の指導を円滑に行うことができるよう指導医マニュアルを作成して提供しています。指導医マニュアルには、以下の項目が記載されています。

- ・専攻医研修マニュアルに記載された内容
- ・制度指導医の要件

- ・専攻医の指導方法
- ・専攻医の評価方法
- ・受講すべき指導医研修及びその記録プログラムの概要
- ・その他

## 10 専門研修指導医

### (1) 専門研修指導医の要件

本制度の専門研修指導医（制度指導医）は、以下の要件を満たし、協会から認定を受けています。

- ・関連学会に所属し、学会運営や学術集会での発表等の活動を行っている
- ・専門医を1回以上更新もしくはそれに準ずる本専門領域での経験がある
- ・指導医マニュアルで規定した指導医研修を修了している
- ・医療・保健専門職に対する教育・指導経験を有する

### (2) 専門研修指導医の研修

専門研修指導医は、指導医マニュアルを用いて指導を行うとともに、協会等が開催する指導医向け説明会や研修会に参加して、指導の質を高める努力を図ることになっています。また、本研修プログラム内において、プログラム統括責任者が指導医に対して研修の機会を提供する等の方法で、指導能力の向上に向けた取り組みを促します。

## 11 サブスペシャルティ領域との連続性

関連するサブスペシャルティ領域とは本研修プログラムでの経験を共有化するなど、本領域専門医制度と連続性を持った設計を行っています。

公衆衛生分野を対象とする公衆衛生専門家はサブスペシャルティ領域として位置づけられており、他の実践分野を対象とするサブスペシャルティ領域の専門医制度とともに、連続性が確保されることが予定されています。